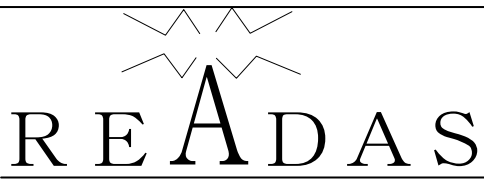


第 5813 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 年の中途中で事業に従事した親族に対する給与

**Q**：今年から事業を始めようと思っています。妻を青色事業専従者にしようと思っているのですが、何でも6か月以上給与を支給しないと必要経費にならないとか。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

個人事業者が配偶者や子供などの親族に支払う給与は、原則、必要経費にならないのですが、個人事業者が青色申告者である場合には、一定の要件のもと、実際に支払った給与の額が必要経費として認められることとなっています。この給与を青色事業専従者給与といますが、必要経費として認められるためには、①「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していること、②届出書に記載されている方法により支払っており、かつ、その記載されている金額の範囲内で支払っていること、④労務の対価として相当であると認められる金額であることが必要になります。

なお、青色事業専従者とは、青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること、その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること、その年を通じて6月を超える期間（一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間）、その青色申告者の営む事業に専ら従事していることのいずれの要件にも該当する人とされていますので、従事可能期間の2分の1を超える期間、従事すれば必要経費として認められます。

